

市立小中学校の教育職員の勤務時間上限に関する方針 新旧対照表

現 行	改正案
<p>1～3 略</p> <p>4. 勤務時間の上限の目安時間</p> <p>① 学校長は、教育職員に対して、1箇月超過勤務時間が45時間、1年超過勤務時間が360時間を超えないようにすること。ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合は、<u>1年超過勤務時間が720時間を超えないようにすること。</u></p> <p>② <u>学校長は、教育職員が週休日及び休日に勤務する場合においても連続して12日を超えて勤務をさせないようにすること。ただし、非常災害その他緊急やむを得ない理由による場合は、この限りではない。</u></p> <p>③ 学校長は、教育職員の超過勤務時間又は連続勤務日数 がその上限を超えることが見込まれるときは、これを回避するため、当該教育職員に対する校務分掌の見直し、授業時間数の削減等の対応策を講じるものとする。</p> <p>5. 1箇月超過勤務時間等の上限超過時の取扱い</p> <p>① 学校長は、教育職員の超過勤務時間が1箇月45時間又は1年度360時間を<u>超える</u>ときは、その理由、超過する時間の限度及び当該限度内に超過勤務時間を抑制するための具体策を記載した<u>様式1</u>により、教育委員会に<u>申請し、承認を得るものとする。</u></p> <p>② <u>学校長は、教育職員が連続して12日を超えて勤務する必要があるときは、その理由、超過する勤務日数の限度および当該限度内に勤務日数を抑制するための具体</u></p>	<p>1～3 略</p> <p>4. 勤務時間の上限の目安時間</p> <p>学校長は、教育職員に対して、1箇月超過勤務時間が45時間、1年超過勤務時間が360時間を超えないようにすること。ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情や災害その他緊急やむを得ない理由により勤務せざるを得ない場合は、<u>下記のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p>① <u>1年超過勤務時間が720時間を超えないようにすること。この場合においては、1箇月超過勤務時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。</u></p> <p>② <u>1箇月超過勤務時間が100時間を超えないようにするとともに、当月を含む直近2箇月から6箇月の平均で1箇月80時間を超えないようにすること。</u></p> <p>5. 1箇月超過勤務時間等の上限超過時の取扱い</p> <p>① 学校長は、教育職員の超過勤務時間がその上限を超えることが見込まれるときは、これを回避するため、当該教育職員に対する校務分掌の見直し、授業時間数の削減等の対応策を講じるものとする。</p> <p>② 学校長は、教育職員の超過勤務時間が1箇月45時間又は1年度360時間を<u>超えた</u>ときは、その理由、超過する時間の限度及び当該限度内に超過勤務時間を</p>

策を記載した様式2により、教育委員会に申請し、承認を得るものとする。

- ③ 学校長は、上記①②について、事前に承認を得ることができなかった場合は、その旨を速やかに教育委員会に書面で報告するものとする。

6. 長時間勤務の禁止

- ① 学校長は、教育職員の超過勤務時間が1箇月80時間に達したとき、または、当月を含む直近2箇月から6箇月の平均で1箇月80時間に達したときは、到達月における当該教育職員に対するそれ以後の超過勤務時間を抑制するものとする。

ただし、非常災害等でやむを得ないと学校長が判断した場合は、この限りではない。

- ② 学校長は上記①ただし書に該当することとなった場合は、その旨を直ちに教育委員会に報告するものとする。

7. 長時間勤務教育職員の健康管理

- ① 学校長は教育職員の健康状態及び子の養育状況等に十分配慮しなければならない。
- ② 学校長は、教育職員の超過勤務時間が、1箇月で80

抑制するための具体策を記載した様式1又は様式2により、教育委員会に報告するものとする。

- ③ 学校長は、様式1において報告する超過勤務時間について、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情や災害その他緊急やむを得ない理由による勤務であると認められるものが含まれる場合は、その旨と通算時間に含まれる当該勤務に係る時間数について記載するものとする。

- ④ 学校長は、教育職員の超過勤務時間が1箇月80時間に達したときは、様式3により、その旨を直ちに教育委員会に報告するものとする。

6. 長時間勤務教育職員の健康管理

- ① 学校長は、教育職員の健康状態及び子の養育状況等にも十分配慮しなければならない。
- ② 学校長は、教育委員会と連携の上、教育職員の超過

時間に達したとき、または、当月を含む直近2箇月から6箇月の平均で1箇月80時間に達したときは、本人の申し出により、産業医による面接指導を受けさせなければならない。

また、学校長は、本人の申し出がない場合は、本人に対して、産業医による面接指導を受けるよう助言するものとする。

- ③ 上記②に関連して勤務超過時間を算定するときは、算定期間内において勤務した週休日または休日で、算定期間内に振替または代休付与がなされていないものについては、勤務超過時間とみなす。

8. 留意事項

略

勤務時間が、1箇月で100時間に達したとき、又は、当月を含む直近2箇月から6箇月の平均で1箇月80時間を超えるときは、産業医による面接指導を受けさせなければならない。

- ③ 学校長は、教育職員の超過勤務時間が、1箇月で80時間に達したときは、本人の申し出により、産業医による面接指導を受けさせなければならない。

また、学校長は、本人の申し出がない場合は、本人に対して、産業医による面接指導を受けるように助言するものとする。

7. 留意事項

略